

令和6年12月27日
保発1227第5号

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

「国民健康保険における「世帯主」の取扱いについて」の一部改正について

国民健康保険における世帯主の取扱いについては、「国民健康保険における「世帯主」の取扱いについて」（平成13年12月25日付保発第291号厚生労働省保険局長通知。以下「平成13年通知」という。）でお示ししているところであるが、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）を踏まえ、別添のとおり、平成13年通知の一部を改正することとしたので、その旨御了知の上、貴管下保険者へ周知徹底を図られたい。

【参考】令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

(21) 国民健康保険法（昭33法192）

(vii) 国民健康保険の保険料（76条）の徴収については、被保険者でない者が世帯主となっている世帯における国民健康保険の世帯主の変更手続要件を柔軟化し、令和6年中に必要な措置を講ずる。